

身体拘束適正化のための指針

当別町障害者自立支援ホームヘルプステーション

1 身体拘束適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等をしない障害サービスの提供を目指す。

当別町障害者自立支援ホームヘルプステーション（以下「事業所」という。）では、やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的に本指針を定める。

2 身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

事業所では、身体拘束等の適正化を図る観点から「身体拘束等適正化委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応方法と手順を定めて行うものとする。

(1) 身体拘束等適正化委員会の組織に関する事項

委員長 管理者

委員 サービス提供責任者、訪問介護員、当別町福祉部介護課担当者

(2) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年1回以上必要に応じて開催する。

(3) 委員会の審議事項

ア 身体拘束等の適正化のための指針等の整備に関すること。

イ 身体拘束等の適正化を目的とした職員研修計画に関すること。

ウ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

エ 身体拘束等が発生した場合の対応に関すること。

オ 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証に関すること。

カ やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の整備状況の確認等に関すること。

キ その他身体拘束等に関して必要な事項に関すること。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する身体拘束等の適正化のための研修は、基礎的内容等の適切な

知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針等に基づき身体拘束等の適正化を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

利用者の権利擁護を最優先とし、本人の意思の確認・尊重が重要である。

5 事業所内で身体拘束等が発生した場合の相談・報告体制

業務上又は職務上関係のある者については、身体拘束等を含む虐待の早期発見及び行政施策への協力の努力義務、虐待発見者の通報義務が規定されていることから、発見者は町障害者虐待対応窓口へ通報し、緊急性の判断、事実確認に協力する。

虐待の事実があった場合、その後の対応について協力する。

6 利用者等に対する指針閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

権利擁護及び身体拘束等の適正化のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。